

# 臨床研究中核病院支援研究室（光顕試料作製室）の利用登録・更新方法 2026

2026年度、光顕試料作製室を利用したい

※ 受託（パラフィン標本作製 / Xenium標本作製）は光顕試料作製室の登録なしで利用可能

2025年度に光顕試料作製室を利用（登録）していましたか？

No

Yes

**3月25日(水) 12:00 までに①～③の手続きをしてください。**

- ① 設備・機器共用システムの[設備ID 386「臨床研究中核病院支援研究室」設備詳細](#)にアクセスし、ログインして利用資格申請ボタンをクリックしてください。
- ② メールで登録申請の案内が届きます。案内に従い、オンラインの登録申請フォームに入力してください。
- ③ 職員証・学生証で**3号館4Fの部門入口を通れるようになっていない方のみ**、分析機器部門技術室にお越しください。職員証・学生証を登録します。  
(→この時点では4F部門入口の通行のみ可)

期限を過ぎたら

→ 分析機器部門の職員が利用資格申請を承認し、設備・機器共用システムで年間使用料を課金し、翌年度も引き続き光顕試料作製室に入室できるようにします。

これで登録更新は完了です。4月以降も引き続き、機器を利用できます 

**新規登録の手続きをしてください。**

分析機器部門Webページの[「臨床研究中核病院支援研究室（光顕試料作製室）の利用について」](#)をご覧ください、手順に沿って登録してください。

(トップページ **Update** > 臨床研究中核病院支援研究室の利用方法 から閲覧可能)

※既に光顕試料作製室で利用したことのある機器は、改めて講習を受ける必要はありません。